

第10回消費者教育推進会議資料

西村隆男（横浜国立大学）

第1期推進会議の議論等を踏まえて、現在考えていることを列挙してみました。

- 1 学校消費者教育は推進法施行により大きく進展していると言えるかどうか。
教員初任者研修に消費者教育を一講義科目として置く例や、教科研究会によるキット教材作成を消費者行政が支援し全校配布する例などが一部に見られるが、モデル校指定や全校的実践などの取り組みはあまり行われていないのではないかと。
 - ➡学習指導要領の位置づけが弱いと、現状では大きな進展に至っていない。
 - ➡指導要領改訂のタイミングでもあるので推進会議としての意見書提出を検討すべきではないかと。

- 2 語彙としての「消費者市民社会」、「消費者市民」は自治体行政のイベントタイトルでよく見かけるようになったが、その概念や意義についての理解は深まっているだろうか。
 - ➡庁内に置かれた「消費者倫理」調査研究会の発足を契機として、その議論の経過、成果をメディア等に発信し、国レベルの取り組みを周知していく必要があると。
 - ➡読本やリーフレット、映像などを早期に作成し、中央、地方のイベントで積極的に活用してもらおう。（消費者教育支援センターのノウハウを活用すべき）
 - ➡「消費者教育ウィーク（月間）」「消費者市民の日」（仮称）等を制定し、普及を図ることも一法であろう。推進法公布日（8月22日）あるいは施行日（12月13日）など。

- 3 消費生活センターの地域消費者教育の拠点化は具体的に進んでいるのか。
コーディネーターを設置し、地域消費者教育関係者、関係団体をつなぐキーパーソンとして活躍する例がある。そうしたノウハウを広めるにはどうすればよいか。
 - ➡各地の消費者教育推進地域協議会の議論の状況を調査する必要があると。
 - ➡全国コーディネーター交流会議のようなものがないだろうか。
 - ➡センターオブセンターとしての国民生活センターの役割は大きいのではないかと。

- 4 地域における福祉団体、福祉関係者との連携は進んでいるか。
高齢者の消費者被害の防止や、地域安全の確保の観点から、ドアツードアの対応が可能な福祉関係者との接点は極めて重要である。
 - ➡地域包括支援センターと消費生活センターの連携の具体的な活動等を精査する必要があると。